# 障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改

## 正する件

# 新旧対照条文

告示第百三十三号)新旧対照表 障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法(平成十九年厚生労働省

(傍線部分は改正部分)

負担限度額をいう。)を零以上イ又は口により算定した額未満と負担限度額(令第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の定する要保護者をいう。)である特定障害者であって、食費等の生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規	限度額をいう。)を零以上イ又は口により算定した額未満とした負担限度額(令第二十一条第一項第一号に規定する食費等の負担定する要保護者をいう。)である特定障害者であって、食費等の生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規
―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	―――――――――――――――――――――――――――――――――――――
イ・ロ (略)	イ・ロ (略)
害者の区分に応じ、それぞれイから二までに掲げる額	害者の区分に応じ、それぞれイから二までに掲げる額
二十歳である特定障害者(次のイからニまでまでに掲げる特定障	一 二十歳である特定障害者 次のイから二までまでに掲げる特定障
、当該各号に定める額とする。	該各号に定める額とする。
四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。) の区分に応じ	第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。) の区分に応じ、当
支援法 ( 平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。 ) 第三十	法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十四条
方法により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者 ( 障害者自立	により算定する額は、次の各号に掲げる特定障害者 ( 障害者自立支援
う。) 第二十一条の三第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める	う。) 第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める方法
障害者自立支援法施行令 (平成十八年政令第十号。以下「令」とい	障害者自立支援法施行令 (平成十八年政令第十号。以下「令」とい
基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法	き厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法
障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第一号の規定に	障害者自立支援法施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づ
現行	改正案

額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態となる額 を必要としない状態となるもの 場合には保護 (同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ。) のうち最も高いもの 零以上イ又は口により算定した

(略) (略)

別表第一 (略)

別表第二 令第十七条第四号に掲げる者 次項に掲げる者以外の者 特定障害者の区分 五万円 七万九千円

額

### 別表第三

寺	日章写新りて了	頁		+ !
4	特気障害者の区分	安日		4.
_	別表第二の一の項に掲げ	特定障害者が受けた障害福祉サ		
	る者	- ビスに係る法第二十九条第三項		
		第一号に掲げる額又は法第三十条		
		第三項各号に定める額に三・〇四		
		を乗じて得た額(その額に一円未		
		満の端数があるときは、これを切		
		り捨てるものとする。)。 ただし		
		、当該額が三万七千二百円を超え		
		るときは、三万七千二百円とする		
		٥		
			_	

。)を必要としない状態となるもの した額未満の範囲内で特定障害者が保護を必要としない状態とな した場合には保護 (同法第二条に規定する保護をいう。以下同じ 零以上イ又は口により算定

(略)

る額のうち最も高いもの

二 (略)

別表第一 (略)

別表第二

五万円	一 令第十七条第一項第四号に掲げる者	_
七万九千円	次項に掲げる者以外の者	_
額	特定障害者の区分	

# 別表第三

	ابد																			ı					
	七条	平																	=						
	七条第四号」とあるのは、「第十	平成二十七年三月三十一日までの間は、	削															る者	別表第二の二の項に掲げ						
	「第十七条第二号又は第四号」とする。	の間は、別表第二の二の項中「第十									きは、一万五千円とする。	、当該額が一万五千円を超えると	り捨てるものとする。)。ただし	満の端数があるときは、これを切し	を乗じて得た額 (その額に一円未	第三項各号に定める額に三・〇四	第一号に掲げる額又は法第三十条	- ビスに係る法第二十九条第三項	特定障害者が受けた障害福祉サ						
_	七																		_						
とする。	七条第一項第四号」とあるのは、	平成二十四年三月三十一日まで	附則															る者	別表第二の二の項に掲げ						
	、「第十七条第一項第二号又は第四号	三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十		、一万五千円とする。	該額が一万五千円を超えるときは	てるものとする。)。ただし、当	端数があるときは、これを切り捨	じて得た額(その額に一円未満の	)を乗じて得た額に三・〇四を乗	市町村特例割合で除して得た割合	れる場合にあっては、百分の百を	百(法第三十一条の規定が適用さ	特例訓練等給付費の額に九十分の	が定める特例介護給付費若しくは	三十条第二項の規定により市町村	費若しくは訓練等給付費又は法第	の規定により算定された介護給付	- ビスに係る法第二十九条第三項	特定障害者が受けた障害福祉サ	<b>న</b> °	えるときは、三万七千二百円とす	し、当該額が三万七千二百円を超	切り捨てるものとする。)。ただ	未満の端数があるときは、これを	四を乗じて得た額(その額に一円